

梯川無許可係留船対策に係る計画書
H 2 8 改定版

平成 2 9 年 2 月 1 0 日
第 2 回梯川水面利用調整会議

目 次

I. はじめに

1. 計画策定の背景
2. 無許可係留船の現状等

II. 重点的撤去区域の設定に係る年次計画及び同区域における無許可係留船の強制的な撤去措置に係る年次計画

1. 重点的撤去区域の設定の基本的な考え方
2. 暫定係留区域の設定の基本的な考え方
3. 規制措置の進め方
4. 重点的撤去区域の設定に係る年次計画及び同区域における無許可係留船の強制的な撤去措置に係る年次計画

III. 暫定係留区域における暫定的な係留施設の設置に係る年次計画

1. 暫定的な係留施設の整備に係る基本的な考え方
2. 暫定的な係留施設の整備に係る現況

IV. 恒久的係留・保管施設の整備に係る年次計画

1. 恒久的係留・保管施設の現状
2. 恒久的係留・保管施設の整備に係る基本的な考え方
3. 恒久的係留・保管施設の整備に係る年次計画

V. その他

1. 関係者への広報啓発活動計画
2. 計画推進のための体制整備
3. 河川法施行令改正による放置艇対策の強化

I. はじめに

1. 計画策定の背景

河川区域内のプレジャーボートは、洪水流下の阻害、護岸への係留杭設置や船舶が流失した場合の河川管理施設等への損傷、河川工事の実施の支障のほか、油漏れによる水質事故の発生、一般公衆の自由使用の妨げ、騒音の発生、景観の阻害等、さまざまな面で河川管理上の支障を引き起こしているところである。
(資料1)

梯川では、昭和46年の国直轄管理以前より、河口部（～1.2k）が漁港区域であるため、河川内に漁船等が多数係留されていたが、昭和62年に安宅漁港が整備されたことにより漁船は同漁港に移動した。しかし、プレジャーボートは河川内に残り現在に至っており、梯川の無許可係留船は、平成22年度時点で156隻が確認され、河岸に栈橋等を設けて係留しているものが多い状況である。

これまで、無許可係留に対しては警告看板を現地に設置するとともに、新規の栈橋等を発見した時には撤去するよう指導を行っているが、梯川周辺では恒久的な係留施設が整備されていないことから抜本的な解決に至っていない。

また、今後の河川改修で低水路を拡張する河口付近（1.0k～2.0k）に無許可係留船が多く散在しており、河川工事実施の支障となっているが、プレジャーボートの係留・保管施設が周辺にはないため、一挙に強制的な撤去措置を実施することが困難な状況となっている。
(資料2)

これらに対処し、実効ある対策を計画的に講ずるため、「計画的な不法係留船対策の促進について」（H10. 2. 12建設省河政発第16号）の河川局長通達により、本計画を策定するものである。

2. 無許可係留船の現状等

(1) 係留施設の現状等

石川県内の無許可係留船は、「平成26年度プレジャーボート全国実態調査結果」によると次のとおりである。

地 区 別	平成18年度	平成22年度	平成26年度
加賀地区	397隻	345隻	188隻
金沢地区	287隻	4隻	3隻
中能登地区	172隻	281隻	250隻
奥能登地区	194隻	242隻	220隻
合 計	1,050隻	872隻	661隻

金沢地区は、平成20年ウォーターフロントパーク金沢の整備により無許可係留船の受け入れが可能になり、犀川・大野川水系水面利用調整協議会により重点的撤去区域を指定し、大幅に減っている。(資料3)

無許可係留船対策は石川県内の河川において共通の問題であり、加賀地区の大聖寺川では平成22年より加賀地区プレジャーボート対策連絡協議会で検討しているが、抜本的な解決を図るには至っていない。

また、小型船舶の登録等に関する法律(H13.7.4)の施行により、これまで5トン未満の船舶に登録制度がなかったが、平成17年3月31日までに全ての船舶に登録が義務付けられた。このため全ての小型船舶の所有者が特定可能となったが、現時点では各河川の無許可係留船対策は係留施設の整備が進まない中、具体策がない状況である。

(2) 梯川の現状

「梯川無許可係留船対策に係る計画書」に基づき平成27年9月に暫定係留施設113隻分が完成したこと、また、安宅漁港にプレジャーボート12隻が受け入れられたことにより、梯川の無許可係留船は0隻となった。

＜梯川における無許可係留船の推移、現状＞

(資料4)

平成11年度	平成14年度	平成18年度	平成22年度
192隻	191隻	193隻	156隻
平成26年度	平成28年度		
72隻	0隻		

Ⅱ. 重点的撤去区域の設定に係る年次計画及び同区域における無許可係留船の強制的な撤去措置に係る年次計画

1. 重点的撤去区域の設定の基本的な考え方

河川管理者が無許可係留船対策を適正に実施するため、重点的に強制的な撤去措置を執る必要があると認められる河川の区域（以下「重点的撤去区域」という。）を次の観点から設定するものとする。 (資料5)

(1) 流路特性

洪水時等に流水の流下を阻害する区域及び狭窄部、水衝部、湾曲部、合流で渦流が発生している区域

(2) 河川管理施設等

水門や橋梁の管理施設付近の区域

(3) 環境保全

住宅近傍地でゴミの不法投棄、騒音等により環境の悪化が懸念される区域

(4) 高水敷土地利用等

自然環境が豊かで保全する必要がある区域及び公園など高水敷の公共性を確保する必要がある区域

(5) 河川工事等

河川改修工事が早期に予定される区域及び流下能力が足りない区域

2. 暫定係留区域の設定の基本的な考え方

(1) 河川管理者は適正な河川管理を行うため、恒久的な係留・保管施設の整備が進まない現状の中、洪水時等における治水上支障となるおそれが少なく、かつ、河川環境の保全上比較的問題が少ない場所について、暫定的な係留施設の設置が可能な河川の区域（以下「暫定係留区域」という。）を設定するものとする。 (資料6)

- (2) 暫定係留区域は、石田橋から城南橋までの左岸と城南橋から北陸自動車道梯川橋までの右岸を設定するものとする。

3. 規制措置の進め方

- (1) 規制措置を効率的に実施するためには、事前にプレジャーボートの所有者のみならず、関係機関や関係団体等に重点的撤去区域を広く周知することが必要である。

このためには、水域管理者(河川、漁港)、小松市、船舶所有者団体が一体となり、看板の設置など種々の方法を活用し、積極的に広報や周知活動を行うものとする。

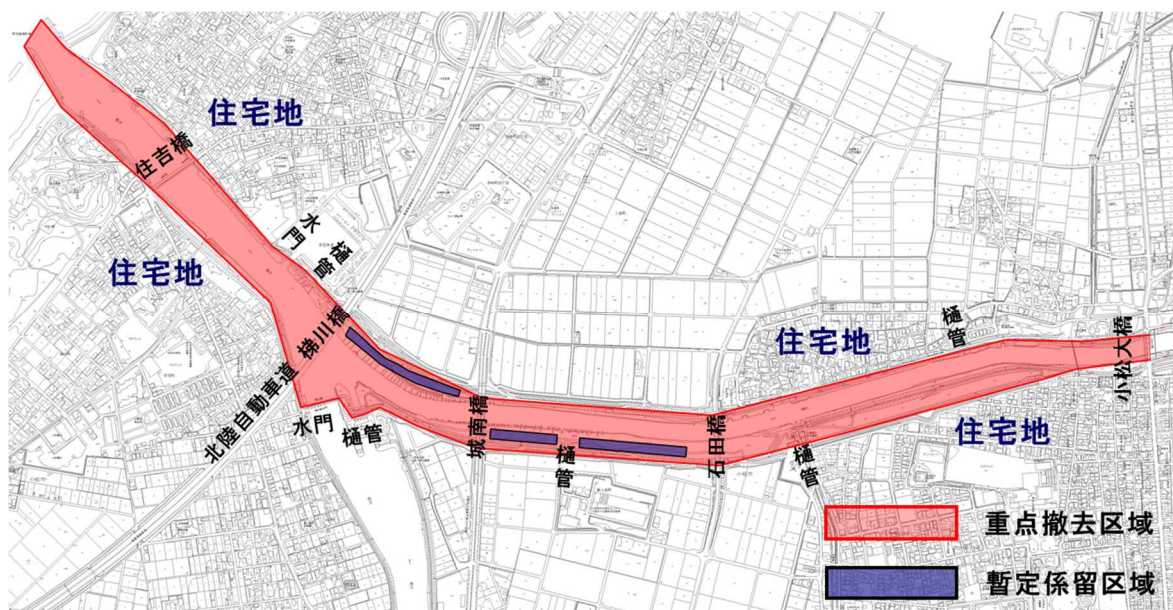
4. 重点的撤去区域の設定に係る年次計画及び同区域における無許可係留船の強制的な撤去措置に係る年次計画

- (1) 安宅漁港の活性化計画による漁港内へのプレジャーボートの受け入れ可能状況を見ながら、河口部より小松大橋付近までの約3.0kmの区間で、平成29年度中を目処に重点的撤去区域として河川管理者が設定するものとする。

- (2) 今後も無許可係留船の実態を調査し、必要な区間を順次、重点的撤去区域として拡大するものとする。

- (3) 強制的な撤去措置は、重点的撤去区域内の無許可係留船・工作物について、所有者の確認作業を進め、所有者が確認出来たものから順次、移動や撤去を促し、必要に応じて河川法に基づく監督処分や行政代執行法に基づく行政代執行の措置等を実施していくものとする。(資料7)

—参考図—



Ⅲ. 暫定係留区域における暫定的な係留施設の設置に係る年次計画

1. 暫定的な係留施設の整備に係る基本的な考え方

全ての無許可係留船を収容できる恒久施設が整備されるに至っていない状況の中で、恒久施設が整備されるまでの当面の間、安宅漁港内に入れない船舶に対して、暫定係留区域に適切な係留施設構造で適切な管理方法により水面係留せざるを得ない状況である。

暫定的な係留施設は、占用主体となる小松市に河川法第24条、第26条第1項の許可を与え施設整備を図ることとする。また、河川区域と漁港区域が重複する区域は、小松市漁港管理条例第12条第1項に基づく承認手続を行う。
(資料8)

2. 暫定的な係留施設の整備に係る現況

暫定的な係留施設の整備については、河川管理者が行う低水護岸工事施工と同時に平成25年度以降順次進めた結果、平成27年9月に全113隻分が完成した。
(資料9)

今後、洪水対策規程の施行が必要。

Ⅳ. 恒久的係留・保管施設の整備に係る年次計画

1. 恒久的係留・保管施設の現状

プレジャーボートの係留保管施設については、現在梯川周辺にマリーナ等はなく、安宅漁港に若干余裕がある程度で、113隻のプレジャーボートを収容

する施設が必要な状況である。

なお、漁港管理者である小松市では、安宅漁港活性化計画を検討しており、その中で漁港内の陸上保管も含め係留可能な隻数を検討している。

2. 恒久的係留・保管施設の整備に係る基本的な考え方

現時点で梯川において考えられる恒久的係留・保管施設としては、安宅漁港が考えられ、安宅漁港活性化計画により、施設整備を図るものとする。

また、安宅漁港周辺での恒久的係留・保管施設の整備については、「梯川水面利用調整会議」を通じて検討していくものとする。

3. 恒久的係留・保管施設の整備に係る年次計画

安宅漁港活性化計画の施設整備年次計画により整備を図っていくものとする。
(資料10)

V. その他

1. 関係者への広報啓発活動計画

河川利用の秩序の確立や係留・保管の適正化を図るためには、プレジャーボート所有者の自己責任の原則を前提にしながら、河川利用のルールやマナーの遵守等について、意識の啓発活動を行っていく必要がある。

このため、無許可係留船の所有者に対するチラシやパンフレットの作成・配布、行政広報誌等を利用したPR等により、安宅漁港内や暫定係留箇所への移動を促すものとする。

2. 計画推進のための体制整備

梯川水面利用調整会議を活用して、行政、警察機関、地元、漁業関係者、利用者団体等が情報交換や連絡調整を行い、連携協力しながら横断的な対策を講じていくこととする。

3. 河川法施行令改正による放置艇対策の強化

前回（H25）の梯川水面利用調整会議後、平成26年4月1日付で施行された河川法施行令改正による新たな放置艇対策の強化について、情報提供する。

船舶等放置禁止河川指定を行うことにより、違反者には罰則を課すことが可能となった。
(資料11、12)

今後、状況を見ながら梯川においても指定を検討していく。

